

令和 7 年 5 月 26 日 付け公告の内容

この度、北海道千歳市及び恵庭市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする漁川右岸土地改良事業（農業用排水）を国営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条第 2 項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者であって、その農用地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により令和 7 年 6 月 4 日までに関係市の農業委員会に申し出られたい。

記

- 1 国営漁川右岸土地改良事業計画概要書（農業用排水）
- 2 国営漁川右岸土地改良事業（農業用排水）によって造成される施設の
予定管理方法等
- 3 国営漁川右岸土地改良事業（農業用排水）における事業費の負担区分
の予定及び地元負担の予定基準

(別紙)

市町村名	字名	地域及び 現況地目	備考
千歳市	釜加、長都	一部の田 一部の畑	
恵庭市	漁太、春日、中央、上山口、戸磯	一部の田 一部の畑	